

熊本市自転車競走条例の一部改正について

熊本市自転車競走条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車競走条例の一部を改正する条例

熊本市自転車競走条例（昭和 25 年告示第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「熊本市（以下「市」という。）」を「この条例は、市」に、「」は「）」について「に、「同施行規則」を「自転車競技法施行規則」に、「。以下「規則」という。）によるほか、この条例によって行う」を「）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条に見出しとして「（競輪の実施に関する事務の委託）」を付し、同条を第 2 条とする。

第 5 条に見出しとして「（勝者投票法の種類）」を付し、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（入場料）

第 4 条 競輪場（法第 4 条第 5 項の競輪場をいう。以下同じ。）の入場料は、無料とする。

2 特別観覧席の入場料は、市長が別に定める。

（車券の発売）

第 5 条 競輪を行うときは、券面金額 10 円の車券 10 枚分以上であって市長が定める枚数を 1 枚で代表する車券を発売する。

第 6 条及び第 7 条を削る。

第8条に見出しとして「(賞金等の授与)」を付し、同条を第6条とする。

第9条に見出しとして「(秩序維持等の措置)」を付し、同条中「競輪場内」を「競輪場」に改め、同条を第7条とする。

第10条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

競輪場の入場料に係る規定の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。